

大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについて

1 人権啓発・相談センターでの人権相談について

(1) 相談体制

人権問題に関する専門相談員による相談

課題によっては、弁護士との連携による課題解決に向けた支援を実施

(2) 相談時間

平日 午前9時から午後9時

日曜日・祝日 午前9時から午後5時30分

(3) 相談方法

電話・面談・ファックス・手紙・メール

希望があれば、区役所等における出張面談での相談を実施

【参考】令和4年11月末実績（電話96.9%、面談1.7%、その他1.4%）

2 令和4年度における取組みについて

複雑多様化している人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見・救済を進めていくために、人権啓発・相談センターの相談窓口のさらなる認知度向上と、市民に身近な区役所における人権相談機能の充実及び専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて、次のとおり取り組んでいる。

(1) 人権相談窓口の認知度向上に向けた取組み

現状と課題

ア 人権啓発・相談センターの存在を知っていると答えた人の割合（認知度）

令和4年度民間ネット調査の結果：19.6% 目標：30.0%

（実績値：2年度27.0%、3年度17.8%）

イ 人権啓発・相談センターを知っていると答えた人の内、人権侵害にあった場合、当センターに相談すると答えた人の割合（有用性）

令和4年度民間ネット調査の結果：46.9% 目標：50.0%

（実績値：2年度55.6%、3年度49.4%）

ウ 相談者アンケートにおいて人権相談窓口を知った経緯の上位項目

令和4年11月末現在（区の紹介：38.1%、広報紙：13.3%、市区ホームページ：12.5%）

今年度の取組み

- ア 周知用ポスターを区役所等市関係施設、Osaka Metro 各駅、民営鉄道駅、小中高等学校等に掲出
- イ 全ての世代において利用率が高いLINEなどのSNSを活用した情報発信
周知用カード（LINE 加入 QR コード付き）を、区役所等市関係施設や大阪市立小学校5・6年生、中学校3年生と養護学級の全生徒に配布
（令和4年度LINEの新規登録件数 令和4年11月末現在 86件 目標：100件）
- ウ フェイスブック、ツイッターに周知記事を掲載
- エ 人権情報誌「KOKORO ねっと」において相談窓口をPR【令和4年度発行 全4号】
- オ 各区広報紙に周知記事を掲載【12月号 市版ページ(大阪市民のみなさんへ)、ほか】
- カ デジタルサイネージの掲載
場所：イオンモール大阪ドームシティ 期間：12月1日～12月31日
- キ 大学連携ポスタープロジェクト（大阪市×大阪芸術大学×近畿大学）第9弾による啓発ポスター掲示 【Osaka Metro 主要駅に掲示 9月】

(2) 満足度向上に向けた取組み

相談者の満足度や相談内容の傾向等について把握・分析を行い、満足度向上につなげる。

相談者アンケートにおいて「相談が役立った」、「どちらかといえば役立った」と答えた人の内「適切な対応をしてもらえた」、「問題の整理を図ることができた」又は「話を聞いてくれて気持ちが楽になった」と答えた人の割合

令和4年11月末現在 100% 令和4年度目標：95%以上
（実績値：2年度 99.9%、3年度 99.9%）

(3) 区役所における人権相談機能の充実にに向けた継続的な取組み

- ア 毎月定例で開催する人権相談担当者会においてケーススタディの事例研究内容を継続して実施
- イ 人権相談担当者研修会の開催【令和4年8月、12月】
- ウ 区新任担当者向け研修

(4) 専門相談機関等とのネットワークの充実にに向けた取組み

NPO団体等との連携の拡充

【令和4年11月末現在 41機関増加 連携機関総数：472機関】

3 令和4年度における相談実績（11月末）について

(1) 相談件数

年度	実相談件数
令和4年度 (4月から11月)	1,274件(159件/月)
令和3年度	2,664件(222件/月)
令和2年度	2,285件(190件/月)

(2) 課題別相談内容（2か年比較）

課 題		令和4年11月末		令和3年11月末	
分 類	内 容	件 数	割合(%)	件 数	割合(%)
障がい者	虐待、差別、自立支援 精神疾患、制度処遇等	550	34.6	531	24.1
女 性 ジェンダー	DV、ジェンダー、不当取扱 セクシュアルハラスメント等	36	2.2	29	1.3
近 隣	騒音、ペット、いじめ プライバシー、名誉棄損等	65	4.1	122	5.5
家 族	離婚、自立支援、親子・夫婦 遺産相続等	76	4.8	92	4.2
生 活	貧困、生活保護、自立支援、住居等	220	13.8	573	26.0
労 働	不当労働、パワーハラスメント 労働環境等	58	3.6	284	12.9
高 齢 者	虐待、差別、介護、認知症 自立支援制度処遇等	32	2.0	30	1.4
医 療	誤診問題、制度・処遇、サービス、 健康・医療費等	25	1.6	55	2.5
子 ど も	虐待、いじめ、学校・保育所問題 家庭環境問題等	21	1.3	26	1.2
外 国 人	不当取扱、自立支援、住環境 就労環境等	8	0.5	12	0.5
同和問題 (部落差別)	差別発言・落書、結婚、就職等	4	0.3	10	0.5
L G B T	生活、就労、身体、その他	27	1.7	24	1.1
インターネット	インターネット書込み	8	0.5	16	0.7
その他	相談内容の不明瞭なもの等	461	29.0	399	18.1
計		1,591	100.0	2203	100.0

課題別件数については、1相談者から複数課題の相談があれば複数の件数としているので、相談件数とは一致しない。

(3) 他機関との連携件数

機 関 名	件数	割合(%)
大阪市関係機関（区役所を除く） （大阪市こころの健康センター、クレオ大阪 等）	1 2 7	39.8
区役所（人権生涯学習主管課、保健福祉課 等）	3 0	9.4
大阪府及び府内市町村	6 1	19.1
大阪弁護士会（人権相談推薦弁護士 各区法律相談 弁護士等）	2 0	6.3
NPO団体	9	2.8
その他（ハローワーク、警察、大阪法務局 等）	7 2	22.6
計	3 1 9	100.0

件数については、人権啓発・相談センターが相談者に各機関を紹介した件数

4 新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談の実施

- 令和2年4月以降 HP や SNS を通じて人権相談の実施を周知
- 令和2年6月 新型コロナウイルス感染症差別集中相談月間の設定
- 令和2年7月以降 市長出演の「STOP！コロナ差別」啓発動画の配信（人権相談の案内）
- 令和3年6月 新型コロナウイルス感染症差別集中相談月間の設定

新型コロナウイルス感染症関連の人権相談件数

（令和4年11月末現在 153件、過年度分を含む。）

令和4年度13件、令和3年度69件、令和2年度67件、令和元年度4件

周知用ポスター



周知用カード



内側

